

春日部市農業委員会委員募集要項

1. 募集人員

19人

2. 任期

令和8年12月1日から令和11年11月30日までの3年間

3. 業務内容

- (1) 農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 農地利用最適化推進委員と連携して、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進のための活動を行います。
- (3) 農地パトロール、農地利用状況調査、地域農業における地域での話し合い、研修会等への出席などの活動を行います。

4. 報酬

月額45,000円（役職委員は増額されます）

（春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきます。）

5. 推薦を受ける者又は応募する者の資格

市内に住所を有する者で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、以下に該当する者については資格がありませんのでご注意ください。

- (1) 自治体の執行機関の委員等であって農業委員との兼職が禁止されている者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 春日部市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び第3条第2項に規定する暴力団関係者

6. 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業関係団体等からの推薦を受けて申し込む方法と本人が応募する方法の3通りがあります。

(1) 提出書類

① 個人から推薦を受ける場合

様式第1号 春日部市農業委員会委員推薦書（個人推薦）に、3名以上の推薦する農業者が連名し、当該代表者が提出してください。

② 団体等から推薦を受ける場合

様式第2号 春日部市農業委員会委員推薦書（団体推薦）を法人または団体の代表者等が提出してください。また、法人または団体の名簿、規約等を添付してください。

③ 自ら応募する場合

様式第3号 春日部市農業委員会委員応募用紙を提出してください。

※ 推薦者は市内在住及び市内に所在する法人又は団体に限りません。ただし、その推薦者（法人又は団体）が管理する区域が春日部市内に存在することが明らかでない場合は、その限りではありません。

※ 推薦者が個人の場合、同一の農家世帯から複数名の推薦はできません。

※ 認定農業者は候補者氏名末尾に認定農業者番号〇〇〇と記載してください。

※ 中立委員は経歴中に過去の役職等を記載してください。

(2) 募集要項及び様式の入手方法

市役所第2庁舎3階 農業委員会事務局、市役所本庁舎3階市政情報室、庄和総合支所2階総務担当で配布するほか、春日部市ホームページからダウンロードできます。

(3) 書類の提出方法

持参又は郵送により、春日部市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

7. 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和8年7月31日（金）必着です。（消印有効ではありません。）

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8. 情報の公表

推薦及び応募の状況については、法令の規定により受付期間内の中間時点と終了後に春日部市ホームページで公表します。なお、公表内容については、提出された書類に記載された住所、生年月日、電話番号以外のすべてとなります。

9. 選考及び決定方法

(1) 春日部市農業委員会候補者選考委員会が、提出された書類の記載内容や農業経営の状況等を総合的に評価して、農業委員会候補者を選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

(2) 選考に当たっては、認定農業者が過半数を占めるよう選考するとともに、農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）が含まれるよう選考します。

(3) 選考された候補者については、市議会の同意を得たうえで、令和8年12月1日

に市長より農業委員に任命します。

10. 結果の通知

選考結果は、令和8年11月末までに被推薦者及び応募者に連絡します。

また、春日部市ホームページで公表します。

11. 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

春日部市農業委員会事務局（第2庁舎3階）

電話 048-739-7087（直通）

FAX 048-737-3683

12. その他

（1） 提出書類に記入された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。

（2） 同時募集している農地利用最適化推進委員にも推薦及び応募ができますが、他市を含めて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両委員を兼ねることはできません。